

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和7年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。（新入生への一部支給は除く）。

- (1) 保護者等（親権者）の令和7年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等（親権者）が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）

○**支給額**（返還の必要はありません） ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額（年額）
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

○**提出書類** ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式 1）
- ②令和7年度（所得）課税証明書
- ③生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（生活保護を受給している場合）（様式 2）
- ④債権・債務者登録申出書（別添様式） ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式6）
- ⑦同意書（就学支援金制度等の関係書類を利用することについて同意した場合）



提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯
①高校生等奨学のための給付金受給 申請書	○	○
②令和7年度（所得）課税証明書		○※1
③生業扶助（高等学校等就学費）受給 証明書	○※1 ※2	
④債権・債務者登録申出書	○	○
⑤振込先口座の通帳の写し	○	○
⑥委任状	希望者のみ	希望者のみ
⑦同意書	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

○**問い合わせ先**

事務室 担当者 渡慶次、佐々木 TEL:098-994-3483

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和7年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月2日以降の家計急変の場合は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 家計急変により保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税世帯相当になっている。
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○**支給額**(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
家計急変により非課税相当と見込まれる世帯	通信制課程以外の課程に在籍	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は申請の月の翌月からの月割額になります。

○**提出書類** ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学のための給付金(家計急変)受給申請書(様式1)
- ②令和7年度(所得)課税証明書
- ③債権・債務者登録申出書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑦家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
- ⑧保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族分の健康保険証(資格確認書)の写し、扶養親族の記載がある所得課税証明書等
※災害等に起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象になりません。
※生活保護の生業扶助の受給者は家計急変の対象になりません。
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○**問い合わせ先**

事務室 担当者 渡慶次、佐々木 TEL:098-994-3483